

# 持ち家住宅取得奨励金の申請書を提出される皆様

## 1 持ち家住宅取得奨励金とは

持ち家住宅取得奨励金は、豊浦町で住宅の新築あるいは中古住宅の購入、若しくは中古住宅の購入後、増改築を行った方のうち、次の条件に該当する方に対し、奨励金を支給する制度です。

## 2 対象となる方

次のすべての条件に該当する方が対象となります。

- ・豊浦町に住民登録をしている
- ・5年以上居住することを確約できる
- ・生活基盤が豊浦町にある
- ・他の制度や移転補償などに該当していない

## 3 持ち家住宅取得奨励金の内容

奨励金の額は次の項目ごとになっています。

項目	町内事業者の施工	町外事業者の施工
<b>&lt;新築される場合&gt;</b>		
200㎡以上の土地を購入し、3年以内に65㎡以上の住宅を新築した場合	150万円	100万円
200㎡以上の土地を購入し、高齢者・障がい者と同居のため、3年以内に100㎡以上の住宅を新築した場合	200万円	150万円
自己所有地又は借地に65㎡以上の住宅を新築した場合	100万円	70万円
自己所有地又は借地に高齢者・障がい者と同居のため、100㎡以上の住宅を新築した場合	150万円	120万円
二世帯住宅(玄関・台所・浴室・トイレが世帯ごとに設置されていること)で200㎡以上の土地を購入し、3年以内に新築した場合	250万円	200万円
二世帯住宅(玄関・台所・浴室・トイレが世帯ごとに設置されていること)で自己の所有地又は借地に新築した場合	190万円	140万円
<b>&lt;中古住宅を購入される場合&gt;※①</b>		
65㎡以上の中古住宅を購入した場合	建物購入価格の10%以内(50万円限度)	
65㎡以上の中古住宅の購入から1年以内に、増改築をした場合※②、③	100万円	80万円

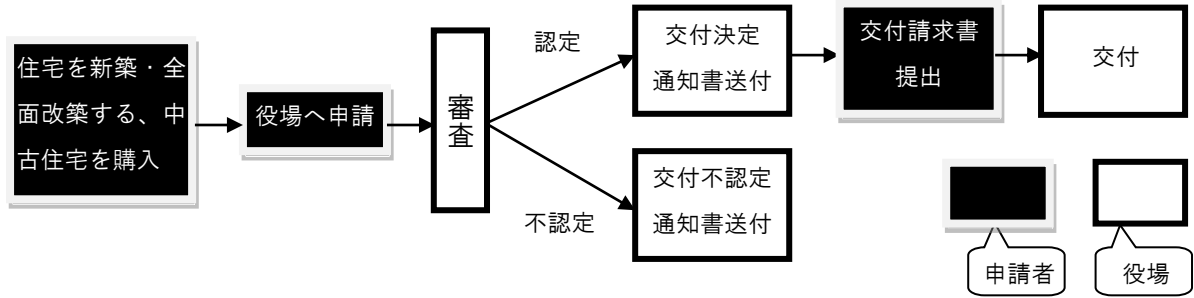
※①中古住宅を購入される場合、土地の代金を除いた建物代相当額のみが対象となります。

※②建築確認申請をされている場合が対象となります。

※③これまでに中古住宅を購入し、交付を受けられた方も対象になる場合があります。ただし、以前交付を受けた金額から差し引いた額となります。

#### 4 申請の流れ

交付までの申請の流れは次のとおりです。



#### 5 持ち家住宅取得奨励金の返還

不正な行為により奨励金の交付を受けた場合、または交付要件を欠いた場合は、奨励金の全額または一部を返還していただく場合があります。

#### 6 申請書の記入

次のとおりです。

住所・氏名等の記入、押印をしてください。

令和 年 月 日

豊浦町字船見町 10 番地

申請者 住 所 豊浦 太郎

氏 名 0142-83-2121 (印)

電話番号 〇〇〇

職 業 〇〇〇

勤 務 先

持ち家住宅取得奨励金交付申請書

豊浦町定住促進条例第 2 条に基づき、豊浦町に住民登録し、5 年しますので、持ち家住宅取得奨励金を交付されたく、同条例施行関係書類を添えて申請いたします。

1 交付申請額 金 〇〇〇,〇〇〇 円

2 申請内容

チラシ表の 3 から選択してください。

申請区分 (該当項目□にレ印を記入して下さい。)	<input checked="" type="checkbox"/> 土地購入後 3 年以内の新築 <input type="checkbox"/> 自己所有地又は借地に新築又は全 <input type="checkbox"/> 中古住宅の購入 <input type="checkbox"/> 中古購入後 <input type="checkbox"/> 高齢者・障害者同居住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 二世帯住宅 <input type="checkbox"/> 町内業者施工 <input type="checkbox"/> 町外業者施工	
住宅用地の所在地	豊浦町字 〇〇〇 番地	面積 〇〇〇 m <sup>2</sup>
住宅用地の所有区分	自己所有地( ) 〇〇年〇月〇日取得) ・ 借地	
建物の構造及び面積	木造・鉄骨・鉄筋コンクリート	階建て m <sup>2</sup>
建物登記年月日又は取得年月日	〇〇年 〇月 〇日	
建築費又は購入費	〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円	
備 考		

添付書類

- ・ 住民票謄本の原本 (世帯全員のものであり、氏名・住所・生年月日・続柄記載のもの)
- ・ 土地の登記全部事項証明書
- ・ 住宅平面図の写し
- ・ 建物の登記全部事項証明書
- ・ 建物の建築又は購入契約書の写し
- ・ 障害者については、障害手帳又は療育手帳の写し
- ・ 納税証明書の原本
- ・ 建築確認申請の届出の写し及び増改築の施工内容がわかる書類  
※中古住宅購入後に増改築を実施した場合のみ

住宅分の金額です。

添付書類もお忘れなく。

ご不明な点は、住宅まちづくり係までご連絡ください。  
 TEL 0142 - 83 - 1420 FAX 0142 - 83 - 2129